

監査結果に係る措置通知書

教 育 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 公有財産管理</p> <p>(1) 先行建設建物の記録不備 平成 20 年度における建物台帳の登録価格に、以下の記録不備があった。</p> <p><先行建設建物の計上誤り> 財団法人仙台市建設公社が実施している学校建物の先行建設対象となっており、当該先行建設により同法人に帰属する建物分まで建物台帳の金額に含まれていることによる差異（4校）</p> <p><建物付帯設備の計上もれ> 建物台帳の登録価格に含まれるべき付帯設備の金額がもれていたことによる差異（1校）</p> <p>(2) 台帳記録もれ 太陽光発電設備(33校総額348,760千円)が公有財産台帳に記録されておらず、公有財産台帳による管理を定めた仙台市公有財産規則第35条の規定に反している。</p> <p>(3) 寄付採納もれ 上杉山通小学校では、平成19年度に任意団体である同校同窓会より「東門オートロック(工事費252,000円)」の寄付がなされている。このような設置工事を伴う寄付に関して、市では「設置工事を伴う物件の寄付受入れに関する取扱い」(平成12年3月13日教育長決裁)により取扱うものとされている。 しかし、当該寄付受入れに関する所定の手続きが行われておらず、寄付採納手続がもれていた。</p>	<p>仙台市公有財産規則に則り、平成22年3月31日に公有財産台帳に記載した。</p> <p>仙台市公有財産規則に則り、平成22年3月31日に公有財産台帳に付帯設備として記載した。</p> <p>平成22年3月31日付けで寄付受入れの決定を行うとともに、寄付採納台帳に記載した。</p>